

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>1-1-1 適用</p> <p>1. 目的</p> <p>土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、佐賀市が発注する土木工事（農業土木含む。）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る建設工事請負契約書（頭書を含む。以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p>	<p>1-1-1 適用</p> <p>1. 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、佐賀市が発注する土木工事（農業土木含む。）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る建設工事請負契約書（頭書を含む。以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p>	<p>「国土交通省」に合わせて、見出し及び用語の定義で定める語句を太字ゴシックとし、見やすくした。（以下、全体の記述も同じ）</p>
<p>2. 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用に当たっては、佐賀市工事検査実施規程、佐賀市工事成績評定要領、佐賀市建設工事監督要領に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、受注者はこれら監督、成工検査及び出来形検査に当たっては、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第106条、第107条及び第108条に基づくものであることを認識しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、契約の履行にあたっては、公共工事に関わる者として、法令の遵守、公共への配慮等公正性に対する高い意識を持つとともに、関係法令及び佐賀市が定める条例、規則、訓令その他基本方針等に基づく発注者、監督員又は検査員の求めに対し協力するよう努めなければならない。</p>	<p>「佐賀県」を参考に改正した。</p>
<p>3. 優先事項</p> <p>契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書に優先する。</p>	<p>3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p>	<p>「国土交通省」を参考に優先事項を定めた。</p>
<p>4. 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、契約図面及び工事数量総括表の間に相違がある場合、</p>	<p>4. 仕様書及び図面の記載内容に不備又は不整合があったときは、佐賀市建設工事請負契約約款（以下「約款」と</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に改正した</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
又は 契約図面 からの読み取りと 契約図面 に書かれた数字が相違する場合、受注者は 監督員 に 確認 して 指示 を受けなければならない。	いう。)第18条の規定に基づき対処するものとする。	(大きな内容変更なし)。
(削除)	5. 請負者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、約款第26条の規定による臨機の措置を行うときは、この限りではない。	「佐賀県」「国土交通省」を参考に削除した。
5. S I 単位 設計図書 は、 S I 単位 を使用するものとする。ただし、 S I 単位 と非 S I 単位 が併記されている場合は（ ）内を非 S I 単位 とする。	6. 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。ただし、S I 単位と非S I 単位とが併記されている場合は（ ）内をS I 単位とする。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。
6. 期限の特例 発注者又は 監督員 に対する 提出 その他の行為で 仕様書 に規定する期限が、佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、ほかに定めのない限り、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。		「期限の特例」を定めて追加した。
1-1-2 用語の定義 1. 監督員 監督員 とは、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第106条第1項の規定により、監督業務を行う職員で、 主任監督員 及び 一般監督員 をいう。 また、 監督員 とは、佐賀市建設工事監督要領に定める次の各号に掲げる業務及び 設計図書 の変更に係る業務を行う者をいう。 (1) 契約の履行についての受注者に対する 指示 、 承諾 及び 協議 等	1-1-2 用語の定義 1. 監督員とは、佐賀市財務規則（平成9年佐賀市規則第15号）第106条第1項の規定により監督の職務に従事する職員であって、約款第9条第2項の業務のほか、関連工事の調整、発注者の権限に係る設計図書の変更、工事施工の一事中止又は打切り等の必要性についての発注者への報告等の業務を行うものをいう。	「佐賀市建設工事監督要領」に基づき、「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した（大きな内容変更なし）。

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>(2) 契約図書に基づく工事のための詳細図の作成及び交付又は受注者が作成した図面等の承諾</p> <p>(3) 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査、段階確認、及び工事材料の試験又は検査の実施</p> <p>(4) 工事内容の変更又は工事の一時中止若しくは全部中止の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の工事担当課長に対する報告</p> <p>(5) その他必要な業務</p>		
<p>2. 主任監督員</p> <p>主任監督員とは、前項第1号から第3号の業務に関し重要なものの処理、関連工事の調整及び監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>また、前項各号の業務及び設計図書の変更に係る業務に関し、一般監督員に指示及び指導を行うとともに、必要な事項を工事担当課長に報告する者をいう。</p>		<p>「佐賀市建設工事監督要領」に基づき、「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>3. 一般監督員</p> <p>一般監督員とは、第1項第1号から第3号の業務に関し軽易なものの処理、設計図書の変更に係る業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>また、設計図書の変更又は工事の一時中止若しくは全部中止の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う者をいう。</p>		<p>「佐賀市建設工事監督要領」に基づき、「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>4. 契約図書</p> <p>契約図書とは、契約書（約款を含む。）及び設計図書をいう。</p>	<p>2. 契約図書とは、契約書（約款を含む。）及び設計図書をいう。</p>	<p>変更なし</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>5. 設計図書 設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び質疑回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。</p>	<p>3. 設計図書とは、図面、仕様書、現場説明書及び質疑回答書をいう。</p>	<p>「国土交通省」に合わせて改正した。</p>
<p>6. 仕様書 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称していう。</p>	<p>4. 仕様書とは、共通仕様書及び特記仕様書をいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>7. 共通仕様書 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を実施する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。</p>	<p>5. 共通仕様書とは、工事の施工に係る作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等の必要な技術的要求等について、あらかじめ定型的内容を定められた図書をいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>8. 特記仕様書 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の実施に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p>	<p>6. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に係る明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p>	<p>変更なし</p>
<p>9. 契約図面 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</p>		<p>「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>10. 現場説明書 現場説明書とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p>	<p>7. 現場説明書とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>11. 質疑回答書 質疑回答書とは、質疑受付時に入札参加者が提出した契約条件等に</p>	<p>8. 質疑回答書とは、現場説明書又は現場説明に関する入札参加者からの質疑書に対し発注者が回答した書類をいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
関する質問に対して発注者が回答する 書面 をいう。	う。	なし。
<p>12. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p>	9. 図面とは、発注者が示した設計図（契約締結後、追加し、又は変更したものを含む。）、設計図のもととなる設計計算書等（詳細設計を含む工事にあつては、契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含む。）をいう。	「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。
<p>13. 工事数量総括表</p> <p>工事数量総括表とは、施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p>		「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。
<p>14. 指示</p> <p>指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の実施上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p>	10. 指示とは、監督員が請負者に対し、書面により工事の施工上必要な事項を示し、実施させることをいう。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。
<p>15. 承諾</p> <p>承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督員若しくは受注者が書面により同意することをいう。</p>	11. 承諾とは、契約図書に示された事項について、発注者、監督員又は請負者が書面により同意することをいう。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。
<p>16. 協議</p> <p>協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p>	12. 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と請負者とが対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。
<p>17. 提出</p> <p>提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>	13. 提出とは、請負者が発注者又は監督員に対し、工事に係る書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。
<p>18. 提示</p>	14. 提示とは、請負者が監督員又は検査員に対し、工事	「佐賀県」「国土交通省」「農

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p>	<p>に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p>	<p>「林水産省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>19. 報告 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。</p>	<p>15. 報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>20. 通知 通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の実施に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p>	<p>16. 通知とは、発注者若しくは監督員が請負者に対し、又は請負者が発注者若しくは監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>21. 連絡 連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて追加した。</p>
<p>22. 納品 納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>23. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>24. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>25. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p>	<p>17. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名し、及び押印したものを有効とする。ただし、緊急を要するときは、電信、ファクシミリ又は電子メールによる伝達を有効とみなすこととする。この場合において、発信者は、速やかに、当該伝達に係る日時、媒体、内容及び緊急を要する理由を記載し、署名し、並びに捺印した文書を受信者に送付しなければならない。</p>	<p>「農林水産省」を参考に改正した。</p>
<p>26. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>27. 工事帳票</p> <p>工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>28. 工事書類</p> <p>工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>29. 契約関係書類</p> <p>契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>30. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</p>		「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。
<p>31. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p>		「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。
<p>32. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類及び工事完成図書をいう。</p>		「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。
<p>33. 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>	18. 確認とは、契約の履行状況について契約図書との適合を確かめることをいう。	「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。
<p>34. 立会 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>	19. 立会とは、契約図書に示された事項について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。
<p>35. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p>	20. 段階確認とは、設計図書に示された段階において、監督員が出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	「佐賀県」に合わせて改正した（内容変更なし）。
<p>36. 工事検査 工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条及び第38条に基づき給付の完了を確認することをいう。</p>	21. 工事検査とは、検査員が約款第31条、第37条及び第38条に基づき給付の完了を確認することをいう。	変更なし
<p>37. 検査</p>		「佐賀市工事検査実施規程」

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>検査とは、検査員が佐賀市工事検査実施規程に基づいて行う成工検査、出来形検査、部分使用検査及び中間検査をいう。</p>		に合わせて「佐賀県」を参考に追加した。
<p>38. 成工検査 成工検査とは、工事が完成したときに行う検査で、出来形検査、部分使用検査及び中間検査において検査した部分を含むすべての部分について行う工事検査をいう。</p>		「佐賀市工事検査実施規程」に合わせて追加した。
<p>39. 出来形検査 出来形検査とは、工事の受注者に対し当該工事に係る代金の部分払をしようとするとき、契約の解除があったとき又は災害の発生があったときにおいて出来形部分に対して行う工事検査をいう。</p>		「佐賀市工事検査実施規程」に合わせて追加した。
<p>40. 部分使用検査 部分使用検査とは、工事の一部が完成し、部分使用をしようとするときにおいて当該一部の完成を確認する検査をいう。</p>		「佐賀市工事検査実施規程」に合わせて追加した。
<p>41. 中間検査 中間検査とは、工事の状況を査察し、契約の履行を確認するため工事中随時に行う検査で、検査監が必要と認めるものをいう。</p>		「佐賀市工事検査実施規程」に合わせて追加した。
<p>42. 検査員 検査員とは、佐賀市工事検査実施規程に基づき、検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p>	22. 検査員とは、約款第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	「佐賀市工事検査実施規程」に合わせて改正した。
<p>43. 同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又</p>	23. 同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合における監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質若しくは監督員の承諾し	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて「なお、～」の一文を追加した。

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>は、監督員の承諾した品質をいう。</p> <p>なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>た品質をいう。</p>	
<p>44. 工期</p> <p>工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p>	<p>24. 工期とは、契約図書に定める工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p>	<p>変更なし</p>
<p>45. 工事開始日</p> <p>工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p>	<p>25. 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p>	<p>変更なし</p>
<p>46. 工事着手</p> <p>工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p>	<p>26. 工事着手日とは、工事又は当該工事を行うための準備工事（現場事務所等の建設、測量の実施又は詳細設計をいう。）に着手した日をいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>47. 工事</p> <p>工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>48. 本体工事</p> <p>本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p>	<p>27. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p>	<p>変更なし</p>
<p>49. 仮設工事</p> <p>仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の実施及び完成に必要とされるものをいう。</p>	<p>28. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p>	<p>変更なし</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>50. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p>		「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。
<p>51. 現場 現場とは、工事を実施する場所、工事の実施に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p>	29. 現場とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び設計図書で指定した場所をいう。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。
<p>52. S I S Iとは、国際単位系をいう。</p>		「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。
<p>53. 現場発生品 現場発生品とは、工事の実施により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p>		「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。
<p>54. J I S 規格 J I S 規格とは、日本工業規格をいう。</p>	30. J I S 規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書の J I S 製品記号は、J I S の国際単位系（S I）移行（以下「新 J I S」という。）に伴い、すべて新 J I S の製品記号としているが、旧 J I S に対応した材料を使用する場合には、旧 J I S 製品記号に読み替えて使用できるものとする。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。
(削除)	31. 指定機械とは、表2（トンネル工事にあつては表3）に示す建設機械のうち、「排水ガス対策型建設機械指定要領（平成14年4月1日国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械をいう。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に削除した。
1-1-3 設計図書の照査等	1-1-3 設計図書の照査等	

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>	<p>1. 監督員は、請負者の求めにより図面の原図を貸与する必要があると認めたときは、これを貸与するものとする。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販されているものについては請負者の負担において備えるものとする。</p>	<p>「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で約款第18条第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実があるときは、監督員にその事実が確認できる資料（現場地形図、説明図との対比図、取り合い図、施工図等を含む。）を書面により提出し、確認を求めなければならない。この場合において、請負者は、監督員が更に詳細な資料による説明を求めたときは、速やかに求めに応じなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>3. 契約図書等の使用制限</p> <p>受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p>	<p>3. 請負者は、契約の履行に必要な場合を除き、契約図書、その他関係図書等を監督員の承諾を得ずに第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>1-1-4 工程表</p> <p>受注者は、契約書第3条に従って工程表を別に定める様式により作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-4 工程表及び請負代金内訳書</p> <p>請負者は、約款第3条に従って「工程表」を別に定める様式により作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、監督員が特に必要と認めるときは、請</p>	<p>「農林水産省」を参考に改正した。請負代金内訳書については約款第3条の記載で足るため、共通仕様書には記載</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
	<p>負代金内訳書を別に定める様式により作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>しないものとする。</p>
<p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し施工に当たらなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 現場組織表（施工体系図、施工体制台帳を含む。）</p> <p>(4) 安全管理</p> <p>(5) 主要船舶・機械</p> <p>(6) 主要資材</p> <p>(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）及び段階確認計画</p> <p>(8) 施工管理計画</p> <p>(9) 緊急時の体制及び対策</p> <p>(10) 交通管理</p>	<p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1. 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等に係る次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出し、これに基づき工事を施工しなければならない。ただし、請負者は維持工事等の簡易な工事のときは、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 現場組織表（施工体系図を含む）</p> <p>(4) 安全管理</p> <p>(5) 指定機械</p> <p>(6) 主要資材</p> <p>(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(8) 施工管理計画</p> <p>(9) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(10) 交通管理</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等						
(11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) その他	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) その他（施工計画図等を含む）							
2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を 監督員に提出 しなければならない。	2. 請負者は、施工計画書の内容に変更の必要が生じたときは、監督員に当該工事に着手する前に変更の必要が生じた事項についての変更計画書を提出しなければならない。	「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。						
3. 詳細施工計画書 受注者は、 監督員が指示 した事項については、さらに詳細な施工計画書を 提出 しなければならない。	3. 請負者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。	変更なし						
1-1-6 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し 監督員の確認 を受けたうえ、受注時は契約日から10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日（工事請負代金及び 工期 の変更時は変更契約日、配置技術者の変更については変更届出日）から10日以内に、完成時は工事完成日（監督・検査・確認申請書の提出日）から10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総	1-1-6 工事カルテ作成、登録 請負者は、請負金額が500万円以上になるときは、次の区分により、（財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が管理する工事实績情報サービス（CORINS）に、工事实績データ（工事カルテ）を監督員の確認を経て登録申請し、JACICから「工事カルテ受領書」の送付があったときは、直ちに、その写しを監督員に提出しなければならない。	「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1037 1206 1167 1254">請負金額</th> <th data-bbox="1167 1206 1451 1254">登録の時期</th> <th data-bbox="1451 1206 1664 1254">登録申請の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1037 1254 1167 1335">500万円以上</td> <td data-bbox="1167 1254 1451 1335">500万円以上の請負金額を受注したとき又は</td> <td data-bbox="1451 1254 1664 1335">契約締結後10日以内</td> </tr> </tbody> </table>	請負金額	登録の時期	登録申請の期限	500万円以上	500万円以上の請負金額を受注したとき又は	契約締結後10日以内		
請負金額	登録の時期	登録申請の期限						
500万円以上	500万円以上の請負金額を受注したとき又は	契約締結後10日以内						

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）		改正点及び改正理由等
<p>額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録は、工事請負代金、工期、配置技術者に変更が生じた場合にその都度行うものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	2,500万円未満	<p>契約の変更により請負金額が500万円以上になったとき</p> <p>登録内容に誤記があったとき</p>	
	2,500万円以上	<p>2,500万円以上の請負金額を受注したとき、登録内容に変更が生じたとき(ただし、金額のみの変更のとき又は竣工までの期間が10日に満たないときは除く。)及び工事が竣工したとき</p> <p>登録内容に誤記があったとき</p>	<p>誤記の事実を確認した後直ちに</p> <p>契約締結後、変更後及び竣工後10日以内</p> <p>誤記の事実を確認した後直ちに</p>
<p>1-1-7 監督員</p> <p>1. 監督員の権限</p> <p>当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p>	<p>1-1-7-1 監督員</p> <p>1. 監督員の権限は、約款第9条第2項に規定する事項とする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した(内容変更なし)。</p>
<p>2. 監督員の権限の行使</p> <p>監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等</p>	<p>2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行った場合には、請負人は、</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した(大きな内容変更なし)。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p>	<p>その指示等に従うものとし、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p>	
<p>1-1-8 現場代理人及び主任（監理）技術者 1. 主任（監理）技術者の途中交代の禁止 受注者は、設置した主任（監理）技術者を、やむを得ない場合を除き、工期途中で交代させてはならない。</p>	<p>1-1-7-2 現場代理人及び主任技術者等 1. 請負者は、設置した主任技術者等を、やむを得ない場合のほか、工期途中で交代させてはならない。</p>	<p>「主任技術者等」を「主任（監理）技術者」に変更した。</p>
<p>2. 腕章の着用等 現場における責任の明確化を図るため、現場代理人及び主任（監理）技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。腕章の様子は、土木施工管理の手引き（佐賀県）の例によるものとするが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。</p>	<p>2. 請負者は、現場における責任の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者等に腕章を着用させなければならない。</p>	<p>「九州地方整備局」の「腕章について」及び「土木施工管理の手引き（佐賀県）」を参考に改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>1-1-9 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p>	<p>1-1-8 工事用地等の使用 1. 請負者は、発注者から工事用地（工事の施工上必要な用地（営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍）、型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地及び構造物掘削等に伴う借地等をいう。）を含む。以下「工事用地等」という。）の提供を受けたときは、善良なる管理者の注意をもって維持し、管理しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の実施上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の実施上受注者が必要とする用地と</p>	<p>2. 請負者は、設計図書に工事用地等の提供について特に定めがないときは、自らの責任でこれを確保しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>は、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>		
<p>3. 第三者からの調達用地 受注者は、工事の実施上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用し、又は買収したときは、当該借用又は買収に係る契約を遵守し、当該土地等の使用に係る苦情及び紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>4. 用地の返還 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、発注者から提供された工事用地等の使用が終了したときは、設計図書の定め又は監督員の指示により当該工事用地等の復旧をし、速やかに発注者に返還しなければならない。また、工事の途中において、発注者が返還を求めたときも同様とする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>5. 復旧費用の負担 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p>		<p>「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>1-1-10 工事着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。</p>	<p>1-1-1-8 工事着手 請負者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に工事に着手しなければならない。</p>	<p>「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>1-1-11 工事の下請負</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の実施につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が佐賀市の工事指名競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者が当該下請工事の施工能力を有すること。</p> <p>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p>	<p>1-1-10-1 工事の下請負</p> <p>1. 請負者は、下請負に付すときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が佐賀市の工事指名競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者が当該下請工事の施工能力を有すること。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（なお、以降の文章を追加）。</p>
<p>2. 下請負に係る通知の承諾</p> <p>発注者は、前項の要件を満たす契約書第7条に規定する下請負に係る通知がその他の理由により不相当と認めたときは、承諾しないものとする。</p>	<p>2. 発注者は、前項の要件を満たす約款第7条に規定する下請負に係る通知がその他の理由により不相当と認めたときは、承諾しないものとする。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3. 不必要な重層下請負回避の指導</p> <p>受注者は、不必要な重層下請けをさせないように下請負者を指導しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、不必要な重層下請けをさせないように下請負者を指導しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>4. 下請負契約の内容</p> <p>受注者は、下請負に付すときは、工事の開始に先立って中央建設審議会が勧告する建設工事標準下請負契約約款又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、下請負に付すときは、工事の開始に先立って昭和52年4月26日中央建設審議会が勧告した建設工事標準下請負契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>5. 再下請負契約内容の指導</p> <p>受注者は、下請負者が再下請負に付すときは、前項に規定する下請契約書により下請契約を締結するよう指導しなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、下請負者が再下請負に付すときは、前項に規定する下請契約書により下請契約を締結するよう指導しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>6. 市内業者の優先</p> <p>受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を佐賀市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外業者と下請契約を締結しようとする場合は、その理由を別に定める様式により監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、様式の提出については、当該下請契約の相手方を佐賀市内に本店を有する者に強制するものではないものとする。</p>	<p>6. 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を佐賀市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、やむをえず市外業者と下請契約を締結しようとする場合は、その理由を別に定める様式により監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、様式の提出については、当該下請契約の相手方を佐賀市内に本店を有する者に強制するものではないものとする。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(削除)</p>	<p>1-1-10-2 工事材料等</p> <p>1. 請負者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を佐賀市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。</p>	<p>約款に同じ文章があるため、削除する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2. 主要な工事材料については、納入業者の名称等を別に定める様式により監督員に提出しなければならない。なお、納入業者に変更が生じた場合には、その都度速やかに別に定める様式により監督員に提出しなければならない。</p>	<p>佐賀市は様式を定めていないため、削除する。</p>
<p>1-1-12 施工体制台帳等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を実施するために下請契約を締結するときは、その</p>	<p>1-1-11 施工体制台帳等</p> <p>1. 請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請</p>	<p>「建設業法等の一部を改正する法律」に従って、「佐賀</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>金額にかかわらず、建設業法施行規則第14条の2に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、下請契約書の写し（一次、二次下請負以降もすべて）を添付しなければならない。</p>	<p>負金額の総額）が3000万円以上の工事になるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>県」を参考に改正した。</p>
<p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、建設業法施行規則第14条の6に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、公衆及び工事関係者が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条で定義する建設工事の請負契約に該当しない下請負者（警備業務、調査・測量業務や運搬業務）についても、当該工事現場での施工に係る契約をしたときは、施工体系図に当該契約先の商号又は名称及び現場の責任者名を記載しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、請負金額が130万円以上の工事をにおいては、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げるとともに、別に定める様式により監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「建設業法等の一部を改正する法律」に従って、「施工管理の手引き（佐賀県）」を参考に改正した。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3. 請負者は、前2項の場合において、工事を施工するために締結した下請契約（一次、二次下請負以降を問わず全ての下請契約）の1件あたりの請負金額が50万円以上の場合は、施工体制台帳若しくは施工体系図に下請契約書の写しを添付しなければならない。ただし、1件あたりの請負代金額が50万円未満の下請契約であっても、監督員が</p>	<p>「建設業法等の一部を改正する法律」に従って、削除した。なお、下請け契約書の写しの添付については、第1項に統合した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
	下請契約書の写しの提出を求めた場合には、直ちに求めに応じなければならない。	
(削除)	4. 前項の規定にかかわらず、請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負金額の総額）が3000万円以上になるときは、当該工事を施工するために締結した下請契約（1次、2次下請負以降を問わず全ての下請契約）の1件あたりの請負代金額にかかわらず、全ての下請負契約書の写しを施工体制台帳に添付しなければならない。	「建設業法等の一部を改正する法律」に伴って、削除した。
<p>3. 施工体制台帳等変更時の処置</p> <p>第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図に変更が生じた場合は、公衆及び工事関係者が見やすい場所に掲げた施工体系図の内容を変更しなければならない。</p>	5. 第1項及び第2項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図の記載事項又は添付書類について変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更があった年月日を付記して、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付し、監督員に提出しなければならない。	「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した。
(削除)	6. 請負者は、請負金額が130万円以上の工事において、当該工事の施工に係る警備業務の契約をしたときは、施工体系図に当該契約先の商号又は名称及び現場の責任者名を記載しなければならない。	第2項に統合した。
<p>1-1-13 受注者相互の協力</p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。</p>	<p>1-1-12 請負者相互の協力</p> <p>請負者は、約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。</p>	「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p>また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事又は地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合も同様とする。</p>	
<p>1-1-14 調査・試験に対する協力 1. 一般事項 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>	<p>1-1-13 調査・試験に対する協力 請負者は、発注者又は発注者が指定する第三者が行う調査又は試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 （2）調査票等を提出した事業所が、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 （3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。 （4）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負工事</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>		
<p>3. 諸経費動向調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>4. 施工合理化調査等</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>5. 低入札調査</p> <p>受注者は、当該工事が佐賀市一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領に基づく低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として低入札調査の対象となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>（1）受注者は、発注者の求めがあったときは、低入札調査の対象となった入札書に係る積算内訳明細書等の作成を行い、求めがあったときの翌日から起算して5日以内（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）に発注者に提出しなければならない。</p> <p>（2）受注者は、積算内訳明細書等の内容について、検査員がヒアリングを求めた場合は、これに応じなければならない。また、その内容</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。なお、内容は佐賀市一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領に基づくものとした。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>について、検査員から下請負者に対してヒアリングを求める場合があるため、受注者は了知するとともに、下請負者に周知しなければならない。</p> <p>（3）受注者は、検査員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、その内容に関するヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>（4）1-1-5 施工計画書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容に関するヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p>		
<p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、工事に活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。</p>		<p>「佐賀県」に合わせて追加した。</p>
<p>7. 独自の調査・試験を行う場合の処置</p> <p>受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。</p> <p>また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。</p>		<p>「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>1-1-15 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする</p>	<p>1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1. 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、約款第20条第2項の規定により必要な期間、工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じることができる。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」及び「工事一時中止に係るガイドライン」を参</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-4.8 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>（2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を適当と認めた場合</p> <p>（3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>（4）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>（5）災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>（6）第三者、受注者及び使用人等の安全のため必要があると認める場合</p> <p>（7）その他受注者の責に帰すことができない事由により施工できない状態に達しているため、発注者が必要であると認める場合</p>	<p>（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>（2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行が不適当と認めた場合</p> <p>（3）環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>（4）第三者、請負者、使用人又は監督員の安全のため必要があると認めた場合</p>	<p>考に改正した。</p>
<p>2. 発注者の中止権</p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない</p>	<p>2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない等の理由により、監督員が必要と認めたと</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正し</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。</p>	<p>きは、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。</p>	<p>た（内容変更なし）。</p>
<p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前二項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を、監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、前2項により、工事の一時中止を命じられたときは、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>1-1-16 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p>	<p>1-1-15 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>1-1-17 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>1-1-16 工期変更</p> <p>1. 請負者は、工期変更の必要が生じたときは、直ちに、監督員に報告しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。</p>
<p>2. 設計図書の変更等</p> <p>受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の</p>	<p>2. 発注者は、前項の報告が約款第15条第5項若しくは第6項、第17条第1項、第18条第4項、第19条、第</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正し</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>20条第1項若しくは第2項、第21条又は第43条第2項に起因する工期変更該当すると認められるときは、請負者に約款第23条第2項の規定による協議開始の日の通知を行うものとする。</p>	<p>た。</p>
<p>3. 工事の一時中止</p> <p>受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、前項の通知があったときは、協議開始の日までに、工期変更の協議書及び当該変更により必要とする日数の算出根拠、変更工程表その他必要な添付資料を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。</p>
<p>4. 工期の延長</p> <p>受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>4. 第1項の報告が、第2項に該当しないときは、監督員は、直ちに、請負者に工期遵守のための対応策の検討を求めるものとする。</p>	<p>「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。</p>
<p>5. 工期の短縮</p> <p>受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更</p>		<p>「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>関して監督員と協議しなければならない。</p>		
<p>1-1-18 支給材料及び貸与品</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	<p>1-1-17 支給材料、貸与品</p> <p>1. 請負者は、発注者から支給材料又は貸与品の提供を受けたときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	<p>「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 受払状況の記録</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を現場に備え付け、常にその残高を明確にしておかなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3. 支給材料（貸与品）請求書</p> <p>受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき工事材料又は貸与品の支給を受ける場合、材料の品名、数量、品質、規格又は性能等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、約款第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受けるときは、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>4. 引渡場所等</p> <p>契約書第15条第1項に規定する引渡場所、引渡時期及び引渡方法については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。</p>	<p>4. 約款第15条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書の定め又は監督員の指示によるものとする。</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に改正した。</p>
<p>5. 返還</p> <p>受注者は、契約書第15条第9項に基づき、不用となった支給材料又は貸与品を返還する場合、監督員の指示に従うものとする。</p> <p>なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p>	<p>5. 請負者は、約款第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」は、監督員の指示によらなければならない。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>6. 修理等</p>		<p>「農林水産省」に合わせて追</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>(1) 受注者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。</p> <p>なお、工事中における機械器具の運転、修理及び管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>また、受注者の不注意により、機械器具に故障・破損が生じた場合、受注者の責任において修理しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、貸与した機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で返却しなければならない。なお、引渡し後であっても、受注者に起因する故障・破損が見つかった場合、受注者の負担により修理しなければならない。</p>		<p>加した。</p>
<p>7. 流用の禁止</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</p>		<p>「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>8. 支給材料（貸与品）精算書</p> <p>受注者は、支給材料又は貸与品の使用が完了したときは、監督員の指示する日までに、支給材料（貸与品）精算書により精算しなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、支給品の使用が完了したときは、監督員の指示する日までに、支給品精算書により精算しなければならない。</p>	<p>「支給品」を「支給材料（貸与品）」と改正した。</p>
<p>9. 所有権</p> <p>支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p>		<p>「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>1-1-19 工事現場発生品</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又</p>	<p>1-1-18 工事現場発生品</p> <p>請負者は、工事施工によって現場発生品が生じたときは、現場発生品調書を作成し、設計図書の定める場所又は監督</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。</p>	
<p>2. 設計図書以外の現場発生品の処置 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したのものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>1-1-20 建設副産物 1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-1-19 建設副産物 1. 請負者は、設計図書に特に定めがなく掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料の使用しようとするときは、監督員と協議しなければならない。ただし、設計図書に定めのない任意の仮設工事に使用しようとするときは、監督員の承諾による。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認し、監督員に提示しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。</p>
<p>3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省事務次官通達、</p>	<p>3. 請負者は、佐賀市建設副産物処理方針（平成16年8月2日）及び佐賀市建設副産物再生利用方針（平成16年</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）及び建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守し、佐賀市建設副産物処理方針（平成17年10月1日）及び佐賀市建設副産物再生利用方針（平成16年8月2日）により建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p>	<p>8月2日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p>	
<p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、佐賀市建設副産物再生利用方針第6条に定める計画書の作成対象工事において、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂及び砕石等を工事現場に搬入する場合は、再生資源利用計画を所定の様式により作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成したときは、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。この場合、請負者は、工事の完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「農林水産省」を参考に改正した。</p>
<p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、佐賀市建設副産物処理方針第6条に定める計画書の作成対象工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥及び建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合は、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に追加した。</p>
<p>6. 実施書の提出</p> <p>受注者は、佐賀市建設副産物処理方針第6条及び佐賀市建設副産物再生利用方針第6条に基づく実施書の作成対象工事を実施した場合、成工検査までに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源</p>		<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>利用促進実施書を監督員に提出しなければならない。</p>		
<p>1-1-21 監督員による確認及び立会等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、設計図書に従い工事の実施について監督員の立会を求め、事前に立会願を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-20 監督員による検査、確認及び立会</p> <p>1. 請負者は、設計図書による工事の施工に係る監督員の立会が必要なときは、事前に立会願を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 監督員の立会</p> <p>監督員は、確認を行うため、必要に応じて工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。</p>	<p>2. 監督員は、検査又は確認を行うために、必要に応じ、工事現場若しくは製作工場に立ち入り、立ち会い、又は請負者に対し資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>3. 立会の準備等</p> <p>受注者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料を整備しなければならない。</p> <p>なお、監督員が製作工場において確認を行うときは、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、監督員が検査、確認及び立会を円滑に行うための人員、資機材等を提供し、写真その他資料を整備しなければならない。</p> <p>また、監督員が製作工場において検査、確認又は立会を行うときは、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>4. 確認及び立会の時間</p> <p>監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>4. 監督員による検査、確認及び立会は、監督員の勤務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めたときは、この限りではない。</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>5. 受注者の義務</p> <p>受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項、第14条第1項又は同条第2項の規定に基づく監督員の確認又は立会を受けた</p>	<p>5. 請負者は、約款第9条第2項第3号、第13条第2項、第14条第1項又は同条第2項の規定に基づく監督員の検査、確認又は立会を受けた場合であっても、約款第17条</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p>	<p>及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p>	
<p>1-1-22 段階確認</p> <p>1. 一般事項</p> <p>段階確認は、監督員による確認及び立会により次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、<u>表1 段階確認一覧表</u>に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、段階確認に係わる計画（種別、細別、施工予定時期等）を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、段階確認を受けようとする場合は、段階確認書により段階確認の予定時期を監督員に報告しなければならない。</p> <p>また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p>	<p>6. 段階確認は、次の各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 請負者は、段階確認一覧（表1）に示す確認時期に段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、事前に段階確認に係る報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があったときは、請負者は段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、段階確認した箇所に係る監督員が押印した書面を保管し、約款第31条第2項に規定する検査（以下「成工検査」という。）の際に監督員に提出しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、監督員に工事完成時に不可視となる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に改正し、改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 机上での段階確認</p> <p>監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。</p>	<p>7. 監督員は、段階確認について設計図書に立会により行うことが定められている事項を立会によらずに行うことができる。この場合において、請負者は、当該確認に関する施工管理記録、写真等の資料を監督員に提出し、確認を受</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
	けなければならない。	
<p>1-1-23 数量の算出及び完成図</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、出来形数量を算出し、完成図を作成するために出来形測量を実施しなければならない。</p>	<p>1-1-21 数量の算出及び完成図</p> <p>1. 請負者は、設計図書及び出来形測量の実施結果をもとに、出来形数量を算出し、完成図を作成し、当該出来形測量の実施結果、出来形数量の算出結果及び完成図を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 出来形数量</p> <p>受注者は、設計図書に従って、設計数量と出来形数量をとりまとめて比較した結果を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいい、出来形数量とは、現地の出来形測量の結果に基づき算出された数量をいう。</p>		<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に追加した。</p>
<p>3. 完成図</p> <p>受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て完成図を省略することができる。</p>		<p>「国土交通省」「農林水産省」を参考に追加した。</p>
<p>4. 電子納品</p> <p>受注者は、佐賀市電子納品運用ガイドライン簡易版に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「農林水産省」を参考に追加した。</p>
<p>1-1-24 成工検査</p> <p>1. 監督・検査・確認申請書の提出</p>	<p>1-1-22 成工検査</p> <p>1. 請負者は、約款第31条第1項の通知は、監督・検査・</p>	<p>変更なし</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>受注者は、契約書第31条の1項の通知は、監督・検査・確認申請書の監督員への提出によらなければならない。</p>	<p>確認申請書の監督員への提出によらなければならない。</p>	
<p>2. 成工検査の要件</p> <p>受注者は、監督・検査・確認申請書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p>	<p>2. 請負者は、前項の監督・検査・確認申請書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事報告書その他の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>3. 資料の提出期限</p> <p>受注者は、工事請負金額が130万円以上の工事については、前項3号に規定する資料を工事の工期が終了する7日前（工事請負金額が1,000万円未満の工事については3日前）までに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、工事請負金額が130万円以上の工事については、前項3号に規定する資料を工事の工期が終了する7日前（工事請負金額が1,000万円未満の工事については3日前）までに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>4. 検査日の通知</p> <p>発注者は、成工検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	<p>4. 発注者は、監督員を通じて請負者に対して事前検査日を通知するものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>5. 検査内容</p> <p>検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p>		<p>「国土交通省」「農林水産省」を参考に追加した。</p>
<p>6. 修補の指示</p> <p>検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>7. 修補期間</p> <p>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>8. 検査の準備等</p> <p>受注者は、成工検査に必要な準備等については、1-1-21 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p>	<p>5. 検査の実施にあたっては、1-1-20第3項の規定を準用する。この場合において、「監督員」とあるのは「検査員」に読み替えるものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した。</p>
<p>1-1-25 出来形検査</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形検査を受けなければならない。</p>	<p>1-1-23 出来形検査</p> <p>1. 請負者は、約款第37条第1項による部分払い又は約款第38条第1項による部分引渡に係る請負代金の請求を行うときは、約款第37条第3項又は第38条において準用する第31条第2項の検査（以下「出来形検査」という。）</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>2. 部分払いの請求</p> <p>受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、資料の提出期限については、前条第3項の規定を準用する。この場合において、「工事の工期が終了する」とあるのは「出来形検査を実施する」に読み替えるものとする。</p>	<p>を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、資料の提出については、前条第3項の規定を準用する。この場合において、「工事の工期が終了する」とあるのは「出来形検査を実施する」に読み替えるものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>3. 検査内容</p> <p>検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>4. 修補</p> <p>受注者は、検査員の指示による修補については、前条の第6項の規定に従うものとする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>5. 検査の準備等</p> <p>受注者は、出来形検査に必要な準備等については、1-1-21 監督員による確認及び立会第3項の規定を準用する。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>6. 検査日の通知</p> <p>発注者は、出来形検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	<p>2. 発注者は、監督員を通じて請負者に対して事前に検査日を通知するものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>7. 中間前払金の請求</p> <p>受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>1-1-26 中間検査</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約の履行を確認するため、検査監が必要と認めるものについて中間検査を行うことができるものとする。</p>	<p>1-1-25 中間検査</p> <p>1. 請負者は、発注者の約款第33条第1項の規定に基づく部分使用の請求に対する承諾をしたときは、検査員による品質及び出来形等の検査を受けなければならない。</p>	<p>「佐賀市工事検査実施規程」に基づき、「佐賀県」を参考に改正した。</p>
<p>2. 対象工事</p> <p>中間検査は、特記仕様書において対象と定められた工事及び検査監が指示した工事について実施するものとする。</p>		<p>「佐賀県」を参考に追加した。</p>
<p>3. 受注者の義務</p> <p>受注者は、中間検査を受けた場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p>		<p>1-1-21 監督員による確認及び立会等に合わせて追加した。</p>
<p>4. 検査の実施段階</p> <p>中間検査は、特記仕様書において定められた段階及び検査監が指示した段階において行うものとする。</p>		<p>「佐賀県」を参考に追加した。</p>
<p>5. 検査日の通知</p> <p>中間検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定め、通知するものとする。</p>	<p>2. 発注者は、監督員を通じて請負者に対して事前に検査日を通知するものとする。</p>	<p>「佐賀県」を参考に改正した。</p>
<p>6. 検査内容</p> <p>検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物等を対象とし</p>		<p>「佐賀市工事検査実施規程」に合わせて追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>て設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>（1）成工検査又は出来形検査時に不可視部分となる工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>（2）その他検査監が必要と認める工事の状況を査察するための検査を行う。</p>		
<p>7. 検査の準備等</p> <p>受注者は、中間検査について必要な準備等は、1-1-21 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p>		<p>「佐賀県」を参考に追加した。</p>
<p>1-1-27 部分使用検査</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、受注者の承諾を得て契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、工事の一部の完成を確認する部分使用検査を行うものとする。</p>	<p>1-1-24 部分使用検査</p> <p>1. 請負者は、発注者の約款第33条第1項の規定に基づく部分使用の請求に対する承諾をしたときは、検査員による品質及び出来形等の検査を受けなければならない。</p>	<p>「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 受注者の義務</p> <p>受注者は、部分使用検査を受けた場合であっても契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p>		<p>1-1-21 監督員による確認及び立会等に合わせて追加した。</p>
<p>3. 検査日の通知</p> <p>部分使用検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定め、通知するものとする。</p>	<p>2. 発注者は、監督員を通じて請負者に対して事前に検査日を通知するものとする。</p>	<p>表現を改めた（大きな内容変更なし）。</p>
<p>4. 検査内容</p> <p>検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物等を対象として設計図書と対比し、工事の出来形について、形状、精度、数量、品質</p>		<p>検査内容を追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
及び出来ばえの検査を行うものとする。		
<p>5. 検査の準備等</p> <p>受注者は、部分使用検査について必要な準備等は、1-1-21 監督員による確認及び立会第3項の規定を準用する。</p>		検査の準備等を追加した。
<p>1-1-28 社内検査</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、成工検査及び出来形検査の検査実施前並びに施工途中において必要と認める時期に社内検査を行い、その記録を保管し、成工検査及び出来形検査の際に監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-25 社内検査</p> <p>1. 請負者は、建設業法第24条の4第1項に定める時期及び工事施工途中において必要と認める時期並びに1-1-22及び1-1-23の検査の実施前に社内検査を行い、その記録を保管し、成工検査及び出来形検査の際に監督員に提出しなければならない。</p>	文章表現を改正した（内容変更なし）。
<p>2. 検査の範囲</p> <p>社内検査は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理等工事全般について行うものとする。</p>	<p>2. 社内検査は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理等工事全般について行うものとする。</p>	変更なし
<p>3. 社内検査員</p> <p>社内検査を行う者（以下「社内検査員」という。）は、当該工事に従事していない社内の者とする。</p>	<p>3. 社内検査を行う者（以下「社内検査員」という。）は、当該工事に従事していない社内の者とする。</p>	変更なし
<p>4. 社内検査員の立会</p> <p>検査員が成工検査又は出来形検査の実施にあたり立会いを求めたときは、受注者は、社内検査員を工事検査に立ち合わせなければならない。</p>	<p>4. 検査員が1-1-22又は1-1-23の検査の実施にあたり立会いを求めたときは、受注者は、社内検査員を検査に立ち合わせなければならない。</p>	文章表現を改正した（内容変更なし）。
<p>1-1-29 施工管理</p> <p>1. 一般事項</p>	<p>1. 請負者は、施工計画書の定める作業手順により施工し、佐賀県が定める「土木工事施工管理基準」等により施工管</p>	「佐賀県」「農林水産省」を

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>受注者は、工事の実施に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約図書に適合するよう工事を実施するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。</p>	<p>理を行わなければならない。なお、土木工事施工管理基準及び規格値について定めのない工事にあつては、請負者は、監督員との協議により基準を定めなければならない。</p> <p>2. 請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。</p>	<p>参考に改正した。</p>
<p>2. 施工管理頻度、密度の変更</p> <p>監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。</p> <p>(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合</p> <p>(2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合</p> <p>(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>3. 標示板等の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事区間の起終点又はその周辺の一般通行人が見やすい場所に、以下に示す事項を標示する標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、工事の実施に当たり、防護施設の設置、迂回路の標示等が必要な場合は、監督員と協議し、必要な措置を講じるものとし、これら</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「市発注工事コスト情報表示要領（2002.11.27）作成：都市政策課」を参考に追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>施設を良好に管理するものとする。</p> <p>(1) 工事の目的</p> <p>(2) 工事名</p> <p>(3) 工事延長（m）又は面積（㎡）等 工事の規模を公衆がイメージできる数値等を記載</p> <p>(4) 工事期間・工事時間帯 契約上の工期にとらわれることなく、実際の工事が終了する予定日、工事時間帯等</p> <p>(5) 施工業者 施工業者及びその連絡先</p> <p>(6) 契約金額 当初契約内容で表示</p> <p>(6) 施工主体（担当部署） 施工主体（担当部署）及びその連絡先</p>		
<p>4. 整理整頓</p> <p>受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>5. 周辺への影響防止</p> <p>受注者は、施工に際し施工現場周辺、他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないようにしなければならない。また、影響が生じた場合は直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認め</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>られる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p>		
<p>6. 労働環境の改善</p> <p>受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所、作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>7. 発見・拾得物の処置</p> <p>受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理の手引き（佐賀県）（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、土木工事施工管理の手引き（佐賀県）（写真管理基準）により土木工事の工事写真による写真管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。また、それ以外でも監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>なお、土木工事施工管理の手引き（佐賀県）に定められていない工種及び項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>1-1-30 履行報告</p>	<p>1-1-28 履行報告</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事請負金額が500万円以上の場合、契約書第11条の規定に基づき、別に定める様式により工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。また、工事請負金額が500万円未満であっても、監督員が指示を行った場合は、工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>請負者は、工事請負金額が500万円以上の場合、履行状況を別に定める様式により作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、工事請負金額が500万円未満であっても、監督員が指示を行った場合は、履行情況を別に定める様式により作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 提出期限</p> <p>前項の工事履行報告書の提出期限は、翌月の5日までとする。</p>		<p>「佐賀市工事検査提出書類」に従い追加した。</p>
<p>1-1-31 使用人等の管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これらに準ずる者を含む。（以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p>	<p>1-1-29 使用人等の管理</p> <p>1. 請負者は、使用人等（下請負者並びにその代理人及びその使用人その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 管理・監督の義務</p> <p>受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理し、及び監督しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>3. 作業員名簿</p> <p>受注者は、前項の使用人等の管理に当たっては、作業員名簿を作成・保管しなければならない。</p> <p>また、監督員の請求があった場合は、当該名簿を提示しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、前項の使用人等の管理にあたっては、作業員名簿を作成・保管するとともに、監督員が当該名簿の提示を求めたときは、直ちに求めに応じなければならない。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
らない。		
<p>1-1-32 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>1-1-30 工事中の安全確保</p> <p>1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達 平成13年3月29日）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）に準じ、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。</p>
	<p>2. 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）を遵守し、災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて削除した。</p>
<p>2. 支障行為等の防止</p> <p>受注者は、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p>	<p>3. 請負者は、工事の施工中、監督員の許可なく、流水若しくは水陸交通の支障となる行為又は公衆に支障を来たす施工をしてはならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
	<p>4. 請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について設計図書に定めがあるときは、指定された建設</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて削除した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
	<p>機械を使用しなければならない。ただし、施工条件により適合した機械があるときは、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</p>	
<p>3. 周辺への支障防止</p> <p>受注者は、工事箇所及びその周辺にある上空（電力線等）、地上及び地下（水道管等）の既設構造物の管理者と必要により事前協議を行わなければならない。また、既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>4. 防災体制</p> <p>受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対し、気象情報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p>	<p>6. 請負者は、豪雨、出水、その他天災に対する防災体制を確立し、天気予報等の情報に注意を払い、常に災害による被害を最小限にするよう努めなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>5. 第三者の立入り禁止措置</p> <p>受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p>	<p>7. 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止するときは、当該立入禁止区域を板囲、ロープ等により囲い、立入禁止に係る標示をしなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>6. 安全巡視</p> <p>受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。</p> <p>また、1月に1回以上当該工事に従事していない者による安全巡視を実施し、その記録を保管し、実施月の翌月の5日までに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>8. 請負者は、工事期間中、適時、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視又は連絡による安全の確保に努めなければならない。</p> <p>また、1月に1回以上の割合で当該工事に従事していない社内の者による安全巡視を実施し、その記録を保管し、成工検査の際に監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に改正した（大きな内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>7. 現場環境改善</p> <p>受注者は、工事現場の環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p>	<p>9. 請負者は、請負者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、現場周辺的美装化（イメージアップ）に努めなければならない。</p>	<p>「国土交通省」を参考に改正した。</p>
<p>8. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該工事における災害対策訓練</p> <p>(5) 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p>	<p>10. 請負者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（平成4年3月19日付け建設省技調発第74号）に基づき、工事着手後、作業員全員に一月に半日以上以上の時間を割当て定期的に安全に関する研修、訓練等を実施しなければならない。</p> <p>なお、請負者は、施工計画書において当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を盛り込み、その実施状況を工事報告書等に記録し、監督員の求めにより直ちに提示し、成工検査の際に提出しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に改正した。</p>
<p>9. 施工計画書</p> <p>受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に改正した。</p>
<p>10. 安全教育・訓練等の記録</p> <p>受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、写真、ビデオ又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」「工事検査主要提出書類」を参考に改正した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>また、安全訓練実施報告書を作成し、実施月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。</p>		
<p>1 1. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p>	<p>1 1. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p>	<p>「国土交通省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>1 2. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p>	<p>1 2. 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事があるときは、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>1 3. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	<p>1 3. 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従わなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>1 4. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（同上）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</p>	<p>1 4. 請負者は、工事中における安全の確保を全てにおいて優先させ、労働安全衛生法その他法令に定める安全のための措置等の規定を遵守しなければならない。特に重機械の運転、電気設備等については、関連法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>1 5. 防災対策</p>	<p>1 5. 請負者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気</p>	<p>変更なし</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録、地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮して施工方法及び施工時期を決定しなければならない。</p> <p>特に梅雨、台風等の出水期にあつては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。</p>	<p>象記録及び洪水記録、地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮して施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期にあつては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。</p>	
<p>16. 災害発生時の応急処置</p> <p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。</p>	<p>16. 災害発生時は、第三者、作業員等の人命の安全確保を全てにおいて優先させるものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。</p>
<p>17. 地下埋設物等の調査</p> <p>受注者は、施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。</p>	<p>17. 請負者は、工事を施工する場所に地下埋設物等があることが予想される時は、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>18. 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については監督員の指示により行うものとする。</p>	<p>18. 請負者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見したときは、監督員に報告し、その処理にあつては、すべての占有者の立会いを求め、その管理者を明確にしなければならない。</p>	<p>「農林水産省」に合わせて改正した。</p>
<p>19. 地下埋設物等損害時の措置</p> <p>受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取るとともに、その補修について、関係機関及び監督員と協議の上行うものとする。</p>	<p>19. 請負者は、地下埋設物等に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。</p>	<p>「農林水産省」に合わせて改正した。</p>
<p>20. 架空線等事故防止対策</p> <p>受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工</p>		<p>「佐賀県」に合わせて追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置場等、工事に関わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。</p>		
<p>1-1-33 爆発及び火災の防止</p> <p>1. 火薬類の使用</p> <p>受注者の火薬類の使用については、次の規定による。</p> <p>（1）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。</p> <p>（2）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。</p>	<p>1-1-31 爆発及び火災の防止</p> <p>1. 請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要があるときは、関係法令を遵守し、関係官公署の指導に従い爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>2. 請負者は、工事の施工に火薬類を使用しようとするときは、事前に、監督員に使用計画書を提出しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。</p>
<p>2. 火気の使用</p> <p>受注者の火気の使用については、次の規定による。</p> <p>（1）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、</p>	<p>3. 請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なもので、関係官公署と協議し、及び監督員の承諾を得たときはこの限り</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>（2）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>（3）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>（4）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p>	<p>ではない。</p> <p>4. 請負者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、火災が発生しないための適正な管理に努めなければならない。</p>	
<p>1-1-34 跡片付け</p> <p>受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するものものを除く。また、検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p>	<p>1-1-32 跡片付け</p> <p>請負者は、工事の全部又は一部が完成したときは、設計図書により存置することを定めたもの以外の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を現場から撤去し、清掃し、整然とした状態にしなければならない。</p> <p>なお、工事検査に必要となる足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>1-1-35 事故報告書</p> <p>受注者は、施工中に事故が発生したときは、直ちに監督員に連絡するとともに、別に定める事故等の報告書を事故発生後7日以内に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-33 事故報告書</p> <p>請負者は、工事の施工中に事故が発生したときは、直ちに監督員に報告し、別に定める事故等の報告書を監督員の指示する期日までに提出しなければならない。</p>	<p>「工事検査主要提出書類」に合わせて改正した。</p>
<p>1-1-36 環境対策</p> <p>1. 環境保全</p>	<p>1-1-34 環境対策</p> <p>1. 請負者は、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等につい</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年4月16日付け建関技第103号）、関連法令及び仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p>	<p>て、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月30日付け建設省経機発第58号）、関連法令及び仕様書の規定を遵守し、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p>	<p>参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 苦情対応</p> <p>受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに緊急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、工事の施工による環境への影響が予知され又は発生したときは、直ちに監督員に報告し、その指示に従わなければならない。</p> <p>また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、1-1-38第5項及び第7項の規定により対応しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>3. 注意義務</p> <p>受注者は、工事の実施に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、工事の施工による地盤沈下、地下水の断絶等の第三者への損害が生じたときは、監督員の求めにより請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を提示しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>4. 再生資材</p> <p>工事に使用する資材については、設計図書で定める場合を除き、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づいて、再生資材を使用することを原則とする。</p> <p>なお、再生資材の品質基準については土木工事等共通仕様書（佐賀県）によることとし、同仕様書に定めのない資材を使用する場合は、</p>	<p>4. 工事に使用する資材については、設計図書で定める場合を除き、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）に基づいて、再生資材を使用することを原則とする。</p> <p>再生資源の品質基準については佐賀県土木工事等共通仕様書によることとし、同仕様書に定めのない資材を使用する</p>	<p>「佐賀県」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>監督員と協議し、承諾を得たうえで使用することができる。</p>	<p>場合は、監督員と協議し、承諾を得なければならない。</p>	
<p>5. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等に対して「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>		<p>「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>6. 水中への落下防止措置</p> <p>受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p>		<p>「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>7. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の実施に当たり表2 使用を義務付ける一般工事事業建設機械に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号）若しくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場</p>	<p>5. 請負者は、本工事の施工にあたり、表2（トンネル坑内作業にあつては表3）に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「指定機械」という。）を使用しなければならない。ただし、供給側（賃貸業者等）の都合により1台でも調達できない場合は、賃貸業者等において指定機械の在庫等がないことを証明する「書類」を2社以上徴収し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 前項の場合において、指定機械を使用できない場合でも、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術・証明事業、及び建設技術審</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表3 使用を義務付けるトンネル工事中建設機械に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）若しくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事中排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督</p>	<p>査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、指定機械と同等とみなす。（以下「認定機械」という。）</p>	

新（平成30年1月）		旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等				
<p>員と協議するものとする。</p> <p>表2 使用を義務付ける一般工事中用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・空気ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td> <p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		機 種	適 用	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・空気ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>		
機 種	適 用						
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・空気ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>						
<p>表3 使用を義務付けるトンネル工事中用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機 種	適 用				
機 種	適 用						

新（平成30年1月）		旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>		
<p>8. 特定特殊自動車の燃料</p> <p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。</p> <p>なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p>			「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。
<p>9. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年4月16日付け建関技第103号）によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）に基</p>			「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p>		
<p>10. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとし、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。</p>	<p>7. 請負者は、監督員の指示のもと、「ISO14001佐賀市環境マネジメントシステムにおける公共工事環境配慮手順書」に基づき環境への負担を軽減するよう配慮しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」を参考に改正した。</p>
<p>11. 舗装の切断作業時に発生する排水の処理</p> <p>舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。なお、回収した排水については、産業廃棄物（汚泥）として適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。</p>		<p>「舗装の切断時に発生する排水の適正な処理について（通知）」（平成29年4月24日佐市契監第17号）に基づき追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>また、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。</p>		
<p>1-1-37 文化財の保護</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事の実施に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p>	<p>1-1-35 文化財の保護</p> <p>1. 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させなければならない。</p> <p>2. 受注者は、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。この場合において、当該埋蔵物の発見者としての権利は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、これを保有するものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 文化財等発見時の処置</p> <p>受注者が、工事の実施に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>1-1-38 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</p>	<p>1-1-36 交通安全管理</p> <p>1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、若しくは汚損し、又は第三者に損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に損害を及ぼしたときは、約款第28条によって処置するものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 輸送災害の防止</p>	<p>2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>等の輸送を行うときは、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項についての計画を作成し、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>3. 交通安全等輸送計画</p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、佐賀市発注建設工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領に従うものとする。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に追加した。</p>
<p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の実施に当たっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年8月31日付け道発第372号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（平成18年3月31日付け国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設</p>	<p>3. 請負者は、供用中の道路を施工するときは、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と協議を行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年8月30日付け建設省道発第372号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。		
(削除)	4. 請負者は、設計図書により指定された工事用道路を使用するときは、設計図書の定めに従い、工事用道路の新設、改良、維持管理又は補修を行わなければならない。	「佐賀県」「国土交通省」に合わせて削除した。
(削除)	5. 請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良維持、管理、補修、使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続きを行い、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	「佐賀県」「国土交通省」に合わせて削除した。
5. 工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	6. 請負者は、発注者が工事用道路に指定するもの以外の道路の使用は、自らの責任において行うものとする。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。(内容変更なし)
6. 工事用道路共用時の処置 受注者は、 特記仕様書 に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	7. 請負者は、特記仕様書の定めにより他の請負者と工事用道路を共用するときは、当該他の請負者と緊密に協議し、相互の責任区分を明らかにして使用しなければならない。	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。(内容変更なし)
7. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可さ	8. 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、1日の作業を終了するとき又は何らかの理由により建設作業を中断するときは、交通管理者協議で許可された	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。(内容変更なし)

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>れた常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p>	<p>常設作業地帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p>	
<p>8. 水上輸送</p> <p>工事の性質上、受注者が、水上輸送を行うときは、本条の「道路」とあるのは「水門又は水路に関するその他の構造物」と、「車両」とあるのは「船舶」と読み替えるものとする。</p>	<p>9. 水上輸送を行うときは、本条中の「道路」とあるのは、「水門又は水路に係る構造物」に、「車両」とあるのは「船舶」に読み替えるものとする。</p>	<p>変更なし</p>
<p>9. 作業区域の標示等</p> <p>受注者は、工事の実施にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>10. 水中落下支障物の処置</p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>11. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等																		
い。																				
<p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値（表4）を超える車両を通行させるときは、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>10. 請負者は、建設機械、資材等の運搬において、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条に規定する一般的制限値を超える車両（人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にはこの牽引されている車両を含む。）を通行させるときは、道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。（内容変更なし）</p>																		
<p style="text-align: center;">表4 一般的制限値</p> <table border="1" data-bbox="264 820 1010 1233"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m（ただし、指定道路については4.1m）</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合に</p>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）	重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）	軸重	10.0t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t	輪荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて表を追加した。</p>
車両の諸元	一般的制限値																			
幅	2.5m																			
長さ	12.0m																			
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）																			
重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）																			
軸重	10.0t																			
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t																			
輪荷重	5.0t																			
最小回転半径	12.0m																			

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>はこのけん引されている車両を含む。</p>		
<p>1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は次に示す通りである。</p> <p><u>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）</u></p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）</p> <p>(3) 下請代金遅延等防止法（昭和31年法律第120号）</p> <p>(4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）</p> <p>(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</p> <p>(6) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）</p> <p>(7) じん肺法（昭和35年法律第30号）</p> <p>(8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</p> <p>(10) 健康保険法（大正11年法律第70号）</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）</p> <p>(14) 道路法（昭和27年法律第180号）</p>	<p>1-1-37 諸法令の遵守</p> <p>1. 請負者は、工事に当たっては、関係諸法令及び工事に関する諸条例を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び諸条例の適用又は運用は、請負者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な諸法令及び諸法規は、次によらなければならない。</p> <p>(1) 会計法（昭和22年法律第35号）</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）</p> <p>(3) 下請代金遅延等防止法（昭和31年法律第120号）</p> <p>(4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）</p> <p>(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</p> <p>(6) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）</p> <p>(7) じん肺法（昭和35年法律第30号）</p> <p>(8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</p> <p>(10) 健康保険法（昭和11年法律第70号）</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法（平成3年法律第94号）</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に改正し、法令の並び順を原則として「佐賀県」「国土交通省」に合わせた。</p> <p>なお、追加した法令には、下線を記す。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
(15) 道路交通法（昭和35年法律第105号）	(14) 道路法（昭和27年法律第180号）	
(16) 道路運送法（昭和26年法律第183号）	(15) 道路交通法（昭和35年法律第105号）	
(17) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	(16) 道路運送法（昭和26年法律第183号）	
(18) 砂防法（明治30年法律第29号）	(17) 道路運送車両法（昭和26年法律第186号）	
(19) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	(18) 砂防法（昭和30年法律第29号）	
(20) 河川法（昭和39年法律第167号）	(19) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	
(21) 海岸法（昭和31年法律第101号）	(20) 河川法（昭和39年法律第167号）	
(22) 港湾法（昭和25年法律第218号）	(21) 海岸法（昭和31年法律第101号）	
(23) 港則法（昭和23年法律第174号）	(22) 港湾法（昭和25年法律第218号）	
(24) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）	(23) 港則法（昭和23年法律第174号）	
(25) 下水道法（昭和33年法律第79号）	(24) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）	
(26) 航空法（昭和27年法律第231号）	(25) 下水道法（昭和33年法律第79号）	
(27) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）	(26) 航空法（昭和27年法律第231号）	
(28) 軌道法（大正10年法律第76号）	(27) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）	
(29) 森林法（昭和26年法律第249号）	(28) 軌道法（大正10年法律第76号）	
(30) 環境基本法（平成5年法律第91号）	(29) 森林法（昭和26年法律第249号）	
(31) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	(30) 環境基本法（平成5年法律第91号）	
(32) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	(31) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	
(33) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）	(32) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	
(34) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）	(33) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）	
(35) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）	(34) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）	
(36) 振動規制法（昭和51年法律第64号）	(35) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）	

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</p> <p>(38) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）</p> <p>(39) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）</p> <p>(40) 電気事業法（昭和39年法律第170号）</p> <p>(41) 消防法（昭和23年法律第186号）</p> <p>(42) 測量法（昭和24年法律第188号）</p> <p>(43) 建築基準法（昭和25年法律第201号）</p> <p>(44) 都市公園法（昭和31年法律第79号）</p> <p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）</p> <p>(46) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</p> <p>(47) 駐車場法（昭和32年法律第106号）</p> <p><u>(48) 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）</u></p> <p><u>(49) 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）</u></p> <p><u>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）</u></p> <p><u>(51) 船員法（昭和22年法律第100号）</u></p> <p><u>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）</u></p> <p><u>(53) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）</u></p> <p>(54) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）</p> <p>(55) 自然公園法（昭和32年法律第161号）</p>	<p>(36) 振動規制法（昭和51年法律第64号）</p> <p>(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</p> <p>(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</p> <p>(39) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）</p> <p>(40) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）</p> <p>(41) 電気事業法（昭和39年法律第170号）</p> <p>(42) 消防法（昭和23年法律第186号）</p> <p>(43) 測量法（昭和24年法律第188号）</p> <p>(44) 建築基準法（昭和25年法律第20号）</p> <p>(45) 都市公園法（昭和31年法律第79号）</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）</p> <p>(47) 職業安定法（昭和22年法律第141号）</p> <p>(48) 農薬取締法（昭和23年法律82号）</p> <p>(49) 漁業法（昭和24年法律第267号）</p> <p>(50) 電波法（昭和25年法律第131号）</p> <p>(51) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）</p> <p>(52) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）</p> <p>(53) 駐車場法（昭和32年法律第106号）</p> <p>(54) 自然公園法（昭和32年法律第161号）</p>	

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)</p> <p><u>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)</u></p> <p><u>(58) 河川法施行法（昭和39年法律第168号）</u></p> <p><u>(59) 技術士法（昭和58年法律第25号）</u></p> <p>(60) 漁業法（昭和24年法律第267号）</p> <p>(61) 計量法（平成4年法律第51号）</p> <p><u>(62) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）</u></p> <p><u>(63) 航路標識法（昭和24年法律第99号）</u></p> <p>(64) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</p> <p>(65) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）</p> <p>(66) 職業安定法（昭和22年法律第141号）</p> <p><u>(67) 所得税法（昭和40年法律第33号）</u></p> <p>(68) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）</p> <p><u>(69) 船員保険法（昭和14年法律第73号）</u></p> <p><u>(70) 著作権法（昭和45年法律第48号）</u></p> <p>(71) 電波法（昭和25年法律第131号）</p> <p>(72) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）</p> <p><u>(73) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）</u></p>	<p>(55) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）</p> <p>(56) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）</p> <p>(57) 都市計画法（昭和43年法律第100号）</p> <p>(58) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）</p> <p>(59) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）</p> <p>(60) 計量法（平成4年法律第51号）</p> <p>(61) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）</p> <p>(62) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）</p> <p>(63) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</p> <p>(64) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）</p> <p>(65) 佐賀市みどりあふれるまちづくり条例（平成17年条例第19号）</p> <p>(66) 佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例（平成17年条例第168号）</p> <p>(67) 佐賀市都市景観条例（平成17年条例第186号）</p>	

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>(74) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）</p> <p><u>(75) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）</u></p> <p>(76) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）</p> <p>(77) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）</p> <p><u>(78) 警備業法（昭和47年法律第117号）</u></p> <p><u>(79) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u></p> <p><u>(80) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）</u></p> <p><u>(81) 景観法（平成16年法律第110号）</u></p> <p><u>(82) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）</u></p> <p>(83) 佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）</p> <p><u>(84) 佐賀市環境基本条例（平成17年条例第134号）</u></p> <p>(85) 佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防 まちづく止に関する条例（平成17年条例第168号）</p> <p><u>(86) 佐賀市立都市公園条例（平成17年条例第187号）</u></p> <p>(87) 佐賀市景観条例（平成23年条例第10号）</p> <p>(88) 佐賀市みどりあふれるまちづくり条例（平成20年条例第6号）</p> <p><u>(89) 佐賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第2号）</u></p>		

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>(90) <u>佐賀市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第3号）</u></p> <p>(91) <u>佐賀市まちづくり自治基本条例（平成25年条例第26号）</u></p>		
<p>2. 法令違反の処置</p> <p>受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書又は契約の内容が諸法令に照らし不相当又は違法であることが判明したときは、直ちに書面により監督員に報告しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書又は契約の内容が諸法令に照らし不相当又は違法であることが判明したときは、直ちに書面により監督員に報告しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>1-1-40 官公庁等への手続き等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p>	<p>1-1-38 官公庁等への手続き等</p> <p>1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2. 関係機関への届出</p> <p>受注者は、施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、工事施工に係る関係官公庁その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより行わなければならない。ただし、請負者がこれを行うことが困難なときは監督員の指示を受けなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>3. 諸手続きの提示、提出</p> <p>受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、前項の届出等を行うときは、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>4. 許可承諾条件の遵守</p> <p>受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければ</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>ならない。</p> <p>なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。</p>		
<p>5. コミュニケーション</p> <p>受注者は、工事の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>6. 苦情対応</p> <p>受注者は、地元関係者等から施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>7. 交渉時の注意</p> <p>受注者は、地方公共団体、地域住民等と施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。請負者は、監督員に事前に交渉に係る報告をし、交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>8. 交渉内容明確化</p> <p>受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	<p>7. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>1-1-41 施工時間の変更</p> <p>1. 施工時間の変更</p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。</p>	<p>1-1-39 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 請負者は、設計図書に定められている施工時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>2. 休日又は夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、佐賀市の休日に関する条例（平成17年条例第2号）に規定する市の休日又は夜間に作業を行うに当たっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。</p> <p>ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、設計図書に施工時間の定めがなく官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>1-1-42 工事測量</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。</p> <p>なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、工事契約締結後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM（ベンチマーク）をいう。以下この条において同じ。）及び工事用多角点の設置並びに用地境界、中心線、縦断、横断等の確認を行い、この測量結果を工事の施工前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>この場合において、測量標及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示によらなければならない。</p> <p>なお、測量の実施にあたり、用地巾杭が現存しないときは、監督員に報告し指示に従わなければならない。</p> <p>また、測量結果が設計図書に示されている数値と差異があるときは、約款第18条の規定に基づき対処しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>2. 引照点等の設置</p> <p>受注者は、施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の</p>	<p>2. 請負者は、前項で設置した測量標が位置又は高さの変動がないようにしなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p>		<p>容変更なし。</p>
<p>3. 工事中測量標の取扱い</p> <p>受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、用地巾杭、測量標、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。</p> <p>ただし、これを存置することが困難なときは、監督員の承諾を得て移設することができる。なお、用地巾杭を移設するときは、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（大きな内容変更なし）。</p>
<p>4. 仮設標識の設置</p> <p>受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、丁張その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>5. 既存杭の保全</p> <p>受注者は、工事の実施に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、発注者の設置した既存杭の保全並びに工事の施工により損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え又は移設及び復元に対して責任を負わなければならない。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>6. 水準測量・水深測量</p> <p>水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。</p>		<p>「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
	<p>6. 本条で規定する事項については、請負者の責任と費用</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
	負担において行わなければならない。	合わせて削除した。
<p>1-1-43 提出書類</p> <p>1. 提出書類の様式</p> <p>受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示する様式によるものとする。</p>	<p>1-1-41 提出書類</p> <p>1. 請負者は、提出書類を工事請負契約関係の書式等に基づいて作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示する様式に作成し提出しなければならない。</p>	変更なし
<p>2. 設計図書に定めるもの</p> <p>契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類、その他現場説明の際指定した書類をいう。</p>	<p>2. 約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類、その他現場説明の際指定した書類をいう。</p>	変更なし
<p>1-1-44 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告</p> <p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちにその状況を、監督員を通じて書面で発注者に通知しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、災害が発生したときは、直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が約款第29条の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員に報告しなければならない。</p>	「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した（内容変更なし）。
<p>2. 設計図書で定めた基準</p> <p>契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 波浪、高潮に起因する場合</p> <p>波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合とする。</p>	<p>2. 約款第29条第1項の「設計図書で定めた基準」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 降雨に起因する場合</p> <p>次のいずれかに該当する降雨のとき</p> <p>① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上</p>	「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>(2) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>① 24時間雨量（任意の連続 時間における雨量をいう。）が80mm以上</p> <p>② 時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上</p> <p>③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上</p> <p>④ その他設計図書で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合とする。</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合とする。</p>	<p>② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上</p> <p>(2) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上のとき</p> <p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 周囲の状況が相当の範囲に渡って被害を及ぼしたと認められるとき</p>	
<p>3. その他</p> <p>契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>3. 約款第29条第2項に規定する「善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-30及び約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した（内容変更なし）。</p>
<p>1-1-45 特許権等</p>	<p>1-1-43 特許権等</p>	

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。</p>		<p>「国土交通省」に合わせて追加した。</p>
<p>2. 保全措置</p> <p>受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、業務の遂行の過程において発明し、又は考案したときは、書面により監督員に報告し、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。なお、当該発明等に係る権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。</p>
<p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	<p>2. 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当するときは、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」に合わせて改正した。</p>
<p>1-1-46 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければなら</p>	<p>1-1-44 保険の付保及び事故の補償</p>	<p>「国土交通省」に合わせて追加した。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
ない。		
<p>2. 回航保険</p> <p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p>		「国土交通省」に合わせて追加した。
<p>3. 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	変更なし
	<p>2. 請負者は、当該工事の施工に係る下請契約を締結した場合には、下請負者（一次、二次下請負以降を含め全ての下請負者）が、前項に定める保険に加入するように指導しなければならない。</p>	「佐賀県」「国土交通省」に合わせて削除した。
<p>4. 補償</p> <p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対し適正な補償をしなければならない。</p>	変更なし
<p>5. 掛金収納書の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また、配布状況が確認できる受け払い簿等を成工検査時に提示しなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、他の退職金に係る保険に加入しない者を雇用者等として工事に従事させるときは、当該雇用者等に係る掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内に（掛金収納書を提出後に掛金を追加する必要が発生したときは、速やかに）発注者に提出しなければならない。また、配布状況が確認できる受け払い簿等を検査時に提示しなければならない。</p>	「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に改正した。

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>1-1-47 不当要求</p> <p>受注者は、暴力団等から不当要求または工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに監督員に報告するとともに、警察に被害届を提出しなければならない。</p> <p>また、下請業者等に対しても同様の対応を取るよう周知徹底すること。</p>	<p>1-1-45 不当要求</p> <p>請負者は、暴力団等から不当要求または工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに監督員に報告するとともに、警察に被害届を提出しなければならない。</p>	<p>「下請業者」への対応を追加した。</p>
<p>1-1-48 臨機の措置</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。また、受注者は、措置を取った場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に追加した。</p>
<p>2. 天災等</p> <p>監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を取ることを請求することができる。</p>		<p>「佐賀県」「国土交通省」「農林水産省」を参考に追加した。</p>
<p>1-1-49 ダンプトラック等の使用</p> <p>受注者は、以下の各号により、ダンプトラック等の適正な使用に努めなければならない。また、下請負者に対しても同様に適正な使用に努めるよう指導しなければならない。</p> <p>(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。</p>	<p>1-1-46 ダンプトラック等の使用</p> <p>請負者は、次の各号により、ダンプトラック等の適正な使用に努めなければならない。</p> <p>(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。</p> <p>(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入</p>	<p>「佐賀県」を参考に改正した（内容変更なし）。</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
<p>(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(4) さし枠の装置又は物品積載装置を不正改造したダンプトラックが、工事現場に出入りするものがないようにすること。</p> <p>(5) 土砂等の運搬を行う場合、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(7) 良好な電波環境を妨害する、不法無線局（電波法に基づく免許を受けないで開設される無線局）を設置しているダンプトラック等を使用しないこと。</p>	<p>しないこと。</p> <p>(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(4) さし枠の装置又は物品積載装置を不正改造したダンプトラックが、工事現場に出入りするものがないようにすること。</p> <p>(5) 土砂等の運搬を行う場合、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(7) 良好な電波環境を妨害する、不法無線局（電波法に基づく免許を受けないで開設される無線局）を設置しているダンプトラックを使用しないこと。</p> <p>(8) 同条各号について、下請負者等を指導すること。</p>	
<p>(削除)</p>	<p>1-1-47 後片付け</p> <p>1. 請負者は、工事の全部又は一部の完成にあたっては、</p>	<p>1-1-32 跡片付けと同じ内容となるため、「佐賀県」</p>

新（平成30年1月）	旧（平成18年4月）	改正点及び改正理由等
	自らの機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物等の撤去及び処分を行わなければならない。	「国土交通省」に合わせて削除した。
(削除)	2. 請負者は、工事の全部又は一部の完成にあたっては、当該工事により影響を及ぼした付近地を復旧しなければならない。	